

「おはよう」登校路で声のかけ合い

町中に広げよう あいさつの輪

あいさつ道路に「おはよう」とび交う

「おはよう」「おはようございませす」朝の登校路に明るい声がとび交います。阿知須小学校の通学路は「あいさつ道路」となって明るさを増したようです。

七月一日から同校PTAが提唱、行き交う人がお互いに声をかけ合います。そして心のふれ合いを広げようという願いを込めての「あいさつ道路」。総延長は約二千六百メートル。

路面にはところどころ掌をひろげたようなシンボルマークが描かれています。デザインは国平隆さん(南祝)父娘の考案、道路そばにある運動推進の看板は山下優治さん(前山)父子のデザイン、「小さな親切」運動も経費の一部を援助するなど、多くの人の善意と熱意が集ってのあいさつ運動の提唱です。

半月間の実施の結果は「あいさつをしても知らん顔をする大人もいる」といって、残念がっている子どももいます。これからは、大人から声をかけてみましょう。きつと、元気な声がこだまし、明るい笑顔がみなぎることでしょう。

お母さんたちもいっています。「町中にひろげようあいさつの輪 ふれ合いの輪」

シートベルトは必ず着用

9月から新しい道路交通法

道路交通法の一部が改正され、九月一日から施行されます。主な改正点は①全ての道路でのシートベルト着用②原付自転車(ミニバイク)のヘルメット着用を義務つけたこと③原付自転車の右折方法を変更したこと④自動二輪車の二人乗りの制限⑤騒音行為の禁止⑥初心者の講習強化などです。

では、どのように改められるのか述べてみましょう。



① どんな道路を走るときでも運転者はシートベルトを締めなければなりません。助手席に乗る人も同様です。

シートベルトの着用義務

シートベルトやヘルメットを着用していたために交通事故があっても命が助かったという人がいます。反対に着けていなかったために死んだという人もたくさんいます。シートベルトもヘルメットも人のためをするのではなく、自分のためにあるのですが、それが実行されないために、尊い人命が毎日のように失われています。今回の道路交通法改正は罰則を適用してでも人命を守ろうという強い決意と願いが込められているのです。

(改正のポイント)

● 高速道路で着用していないと運転者の行政処分点数が一点減点されます。

シートベルトの着用について現在の道交法は、高速道路を走るときのみ運転者に義務づけていましたが、罰則はありませんでした。

しかし、九月一日からは運転者、助手席同乗者とも罰則が適用され、シートベルトを締めていない場合、運転者の行政処分点数が一点減点されます。

高速道路以外の道路での違反者の罰則適用は今後の状況をみてから決められます。

消防車など緊急車両、郵便集配車など短い区間で駐車車を繰り返す職種のある人、病人、妊産婦などやむを得ない理由がある場合は除かれます。

タクシーの助手席に客が乗った場合には、その客はシートベルト着用義務の免除者にはならないが、シートベルトの着用をうながす「相当の努力」がなされた場合には、行政処分の対象にならないこと

になっていきます。

保安基準でシートベルトの装備が義務づけられていない車に乗る場合も対象外となり、たとえば路線バスや特殊な車などは除かれます。

バイクもヘルメットを

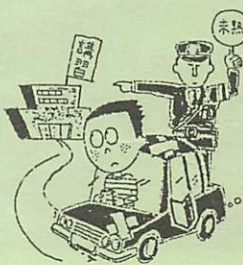
② 原付運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらないで、原付を運転してはなりません。自動二輪の運転者がヘルメットをかぶらないで、自動二輪を運転した場合は、道路の区別がなく一点減点となります。

(改正のポイント)

● 原付・二輪を運転する場合は、いつでもヘルメットをかぶらなければならない。

違反の多い 初心者は講習

③ 運転免許取得後一年を経過しない者が交通違反し、減点が四・五点になったとき



は、公安委員会が行う講習会を受けなければなりません。(改正のポイント)

● 講習の受講手数料が必要で

ぶるようになります。

● 原付の行政処分点数が減点となるのは一年後です。(改正のポイント)

原付保有台数は全国で一千四百万台。阿知須町では、四月一日現在で九百九十台です。



その運転者に対し、現行の着用努力義務から一歩進め、違反者には行政処分の対象とすることにしました。

ただし、ヘルメットの生産能力に問題があることから、当面は街頭指導などに努め、行政処分点を差引くのは来年九月以降の予定です。

自動二輪については、現在、制限速度四十キロ以上の道路を走る場合に限り行政処分点数の減点対象となっていないが、今後は道路に区別なく、ヘルメットをかぶっていない人は一点減点となります。

す。

● 原付・自動二輪も対象です。鉄は熱いうちに打て。のとおり、この改正は、未熟運転者を早めに発見して、処分者講習に至る一歩手前の段階で再教育しようとするもので、暴走しやすい若年運転者にはきわめて抑制効果の高い措置とみられています。

バイクの右折に注意

④ 原付自転車は大きい交差点を右折する場合、自転車と同様、「二段階右折」をするようになります。

(改正のポイント)

● 信号機のある交差点で、道

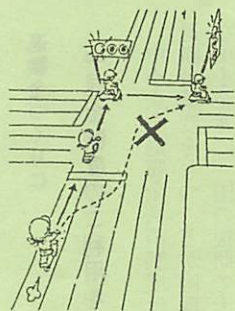
路標識等で指定されている道路および三車線以上の道路が対象。

現在、原付自転車では交差点を右折するときは他の自動車などと同様、道路の中央に寄って、交差点の中心の内側を徐行しながら通行しています。

しかし、今後は、道路標識等で指定されている道路および片側三車線以上の道路に限って、自転車と同様の二段階右折をすることになりました。

つまり右折しようとする原付自転車はあらかじめ道路の左側の端に寄り、信号機に従って直進し、交差点を渡ってから再び信号機に従ってあら

ためて右折するという方式です。違反者には一点減点のほか一万円以下の罰金または料、二万円の反則金が課せられます。



騒音もいけません

⑤ 他人に著しく迷惑を及ぼす騒音を生じさせるような

違反駐車車の保管と処分

⑦ 違反駐車車両を移動させて保管後に、一定の条件を

8月10日 みんなのために思いやり
8月～夏の交通安全健民運動

「思いやり みんなのための交通安全」をスローガンに夏の交通安全健民運動が展開されます。期間は八月一日から十日までの十日間。
夏は睡眠不足や過労になりがちです。暴走族もめだつてきます。自らの安全を心掛け

方法で、急発進・急加速などの運転をしてはいけません。

〔改正のポイント〕

- 急発進・急加速運転、空ぶかしなどが禁止されます。
- 原付・二輪、四輪車とも対象となります。

暴走族のまき散らす騒音をなんとかしてほしいということから登場したのが、今回の迷惑騒音走行の禁止です。

二輪車、四輪車を問わず、また、いわゆる改造マフラーを付けていたかどうかの区別なく、著しく迷惑を及ぼすような急発進・急加速運転、あるいは停止していても空ぶかしなどをすると取締りの対象になります。

これまででは、一一〇番など満たす場合は、車両を売却して代金保管とすることができ

ます。また、一定の期間が経過した後は車両や売却代金の所有

るとともに無謀な運転者への監視の目を光らせましよう。今回の運動の重点目標は次の四つです。

- 一、無謀運転（過労運転・飲酒運転・速度違反）の防止
- 二、シートベルト・ヘルメット着用 の定着化
- 三、歩行者・自転車利用者、特に、子どもと高齢者の交通事故防止
- 四、暴走族の追放



へ迷惑騒音が通報されたような時でも、いちいち騒音計で計り、それが一定基準を超えた場合のみ、整備不良車として取締りの対象になるというわけで、実際には、多くの人員や器材を必要とし、効果的な取締りができませんでした。

権が都道府県に移ります。

- 〔改正のポイント〕
- 引き取り手のない違法駐車車両は処分されます。
- その車両や売却代金は都道府県に納められることがあります。

現在の道交法では、違法駐車車両は必要によって移動などの措置がとられ、運転者や所有者は、その移動や保管に要した費用を取らなければなりません。

しかし、車両台数の増加とともに、レッカー車で移動保管したものの、それを引き取る人が現れず保管費用がかさんだり、現われても移動・保管費用を納めない人がふ

著しい迷惑」とはどのような場合をいうのか気になります。たとえば健康者が普通の迷惑と感じた騒音でも、病気の人や赤ちゃんなどにとっては「著しい迷惑」となることも考えられますので、深夜や早朝はとくに、静かさを心がけた運転を今以上に望まれるわけです。

自動二輪の二人乗りに制限

⑥ 二輪免許を受けていた期間が一年に達しない者は、二人乗りをして自動二輪車を運転してはいけません。

〔改正のポイント〕

- 罰金、反則金と、処分点数が伴います。

えています。

ところが、現在の法律では、所有者に返還できない場合、無制限に保管してはいけません。

を返還しなければならぬ夕テマエになっています。ちなみに、返還までに一か月以上要した車両は年間千七百台を超え、最終的に返還不能となった車両も百九十台（五十八年中）あります。引取人の所在不明、所有者等不明、引取り拒否、服役中、死亡などがその理由となっています。

ならなかったり、移動・保管費用を納めない人に対しても、要求があった場合には、車両



現在の法律では、高速道路や自動車専用道路などで二輪車の二人乗りが禁止されていますが、初心者是一般道路でも禁止となります。

違反者には、行政処分点数一点と、三万円以下の罰金、四万円の反則金が科せられます。



自動二輪車による死亡事故の中で、同乗中の死者は二割から三割にのぼり、特に初心者の運転による事故が目立つため、今回の厳しい措置がとられたといえるでしょう。

る。売却の費用は売却代金から支払い、買受人がいなくて

きは廃棄できる。②警察署長は、車両の移動、保管などに要した費用を納めるように命じたり、納めない人に督促したりする。督促を受けた者が一定の期間を経過した後も全額を納めないときは、国税滞納処分と同様に徴収できる。

④保管の公示後六か月を経過したときは、その車両（または売却代金）の所有権は都道府県のものになる。

⑤車両の積載物も車両本体と同じ扱い。

おし らせ



転出の届け出は 正しく、事前に

他の市町村へ転出される人
には転出先の市町村役場へ提
出する「転出証明書」が必要
です。

この転出証明書を交付して
いる町住民課では「転出証明
書交付申請書」への正確な記
入をお願いしています。

転出される人の氏名、転出
先の住所、転出する予定年月
日などは、あらかじめ確めて
おいてください。

退職金つくり

中退金制度のご利用を

中小企業退職金共済制度は
退職金制度をもつことが困難
な中小企業に、国の援助で大
企業と同じような退職金が支
払うことができるようにする
ことを目的としています。

この機会に中小企業の皆さ
んのご利用をおすすめします。
〈特色〉

①国の制度ですから、安全・

また、転出の届け出をされ
る場合、次のことにもご注意
を。

①印鑑登録をしている人は印
鑑登録証(カード)を返して
ください。

②国民年金、国民健康保険に
加入されている人は年金手帳
保険証の提出を。

③印鑑を忘れずに。認印でも
結構です。

なお、転出の届け出は転出
する日の前日までに、本人か
家族の人が手続きをしてくだ
さい。

寒漬を郵便小包で

郵政省が特産品奨励

郵政省は全国各地の特産品
を幾つか指定し、ふるさとの特
産品を郵便小包で送ろう」と
呼びかけています。

この中で本町の寒漬が指
定されましたが、生産者の希

成人式は八月十五日

通知が来ない人は連絡を

本町の成人式は八月十五日
(木)に行われます。すでに
該当者には通知済みですが、

「まだ通知がない」とか、「今
年は成人式のはずだが……」
また、学生で「住民票は町外
にあるが阿知須の成人式に参
加したい」と思われる人は、
八月三日(土)午前中までに
町教育委員会へご連絡くださ
い。

ます。

③過去の勤務期間も通算でき
ます。

〈掛金〉

千二百円〜一万六千円まで
の十九種類の中から選ぶこと
ができます。

〈加入手続き〉

各金融機関備え付けの申込
書に申込金(一回目の掛金)
を添えて、金融機関へ申し込
んでください。

くわしくは町産業課商工水
産係まで。

くすりの相談はお気軽に

「へチマ水の作り方」や「日焼けの手当方法」「害虫の駆除方法」「薬の効果、副作用」など何でもお気軽にご相談・ご質問を。

「くすりの相談室」(山口県薬剤師会内)

電話 山口 23-1193
受付時間 平日 9:00~12:00, 13:00~16:00
土曜日 9:00~12:00

「目で見える県政教室」

「目で見える県政教室」の参加者を募集中

「目で見える県政教室」の参加者を次のとおり募集しています。

目的 県民のみなさんに県や市町村の施設にご案内して、県政に対するご理解をいただき、ご意見をお聞きする。

対象 宇部市・小野田市・阿知須町に居住する十八歳以上の
人。
月日 九月六日(金)
案内施設 育成牧場、畜産試験場、秋芳町ナシ選果場
案内方法 貸切バスを利用
費用 五百円(弁当代)

申し込み方法 ハガキに住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入のうえ、山口県庁広報課「目で見える県政教室」係(〒七五三、山口市滝町一―一、電話山口②三一一)へ
締め切り 八月二十三日(金)

「知事への提言」
特別テーマを設けて募集
対話と参加の県政をすすめ

るために、提言をお寄せくだ
さい。県では県民の声を集
めています。提言用ハガキと
提言用箱は阿知須町役場町民
相談係に設置しています。
今回特に次のテーマの提言
を募集しています。

「山口県観光の将来」
山口県は観光県か」

「21世紀に向けて県政の振
興と県民福祉の向上を」
「第四次県勢振興の長期
展望」に期待すること」

資格申請は八月十日まで
県への物品納入業者など

県が発注する物品の製造の
請負い、物品の買入れ・売り
払いの契約の指名競争入札に
参加しようとする者は、県に
登録された者でないときま
せん。

そのためにはまず、資格審
査を受けることになりますが
この申請期限は八月十日です。
詳細は山口県出納局用度課
(〒七五三山口市滝町一―一)

サンゴ礁の特別展

県と県教育委員会では次の
とおり特別展「サンゴ礁」を
開いています。夏休中の子ど
もさんを連れて見学されてみ

てはいかがでしょうか。

▽会場 県立博物館

▽会期 八月十八日(日)ま

で、ただし月曜日は休館
▽料金 大人六百円、高大生
三百円、小中生二百円